

行政 & 暮らしの情報






電話 ファックス ホームページ Eメール
(各担当課のGはグループの略です)

お知らせ

転入された方、転出予定の方へ

町内会は、地域の住民同士が支え合い、助け合うことにより、住みよい地域づくりをするために組織されている任意団体です。町内会にはそれぞれのルールがあり、安心して暮らせる地域づくりをするためには、住民である皆さんの相互協力が大切です。

市では、町内会代表者に、市政の周知啓発、各種連絡事務など、様々な活動にご協力をいただいています。

転入された方、転出予定の方は、円滑な町内会業務の運営のため、町内会代表者へご連絡いただけますようお願いいたします。

問合せ 地域・安全課地域コミュニティG
内線26225

町内会に助成金を交付しています

市では、広報紙や各種案内チラシ等の配付、情報の伝達、地域の環境保全活動などを実施していただくため、町内会に対して助成金を交付しています。助成金は、年2回に分けて振り込みますが、12月に後期分を交付します。

1町内会当たりの助成金積算方法
「年額4万8000円(均等割)」+
「年額900円×世帯数(世帯割)」

各町内会においては、安心・安全なまちづくりを目指し、様々な取り組みをしていただいておりますが、それらの活動の一助としてご利用ください。

問合せ 地域・安全課地域コミュニティG
内線26225

「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度」について

この制度は、代理人や第三者による請求に基づいて住民票の写しなどを交付したとき、本人にその事実をお知らせするものです。

対象 津島市に住民登録をしている方および津島市に本籍地がある方(事前に登録が必要です)

目的 住民票などの交付事実を、事前登録者に通知することにより、その請求が不正であった場合の早期発見、個人情報不正使用防止や事実関係の早期究明が可能となります。

登録申請 運転免許証・パスポート・住基カードなど、申請者本人の確認書類を持参し申請してください。(代理人の場合は委任状と委任者の本人確認できる書類など、法定代理人の場合は戸籍謄本などの資格を証明する書類が必要な場合があります)

問合せ 市民課市民・戸籍G
内線21142115

ごみの排出についてのお問い合わせ

集積場へのごみ持ち出し
ごみ集積所へのごみ出しは、必ず午前8時30分までに出していただくようお願いいたします。

特に年末年始については、ごみの量も多く、収集コース等が変更となりますので、時間厳守をお願いいたします。

引越し、落葉・刈草の清掃に伴う一時大量ごみについて

ご家庭から一時的に大量のごみが出る場合は、5袋程度を目安に何回かに分けて出してください。焼却施設(海部地区環境事務組合八穂センター)への自己搬入をお願いします。

一度に集積場に大量のごみを出されますと、その日に予定されているごみの収集に支障をきたすばかりか、町内の集積場トラブルともなりかねません。

このような場合は、一度、清掃事務所にご相談ください。

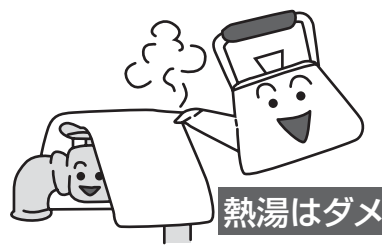
問合せ 清掃事務所 ☎26-42288

水道管の冬支度

気温がマイナス4℃以下になると、水道管の水が凍結したり、管が破裂しやすくなったりします。

水道管の凍結を防ぐには

- ・水道管に保温材などを巻く
 - ・凍結したら水道管や蛇口にタオルなどをかけ、ぬるま湯をかける
- ※熱湯をかけると破裂する危険性があります。



また、次のようなときは、連絡先へご連絡ください。

- ・家庭で緊急に修繕が必要なとき
 - ・凍結により漏水したとき
 - ・蛇口を閉めても水が止まらないとき
 - ・水洗便所の水が止まらないとき
- 連絡先** 津島市上下水道指定工事店協同組合 ☎32-13993

道路上で漏水が発生しているとき
連絡先 上下水道部工務課工務G
内線2437

問合せ 上下水道部管理課管理G
内線2442

高額医療・高額介護合算制度

同じ医療保険の世帯内で医療と介護の両方を合わせた年間の自己負担額が下表の限度額を超えた場合、申請によりその超えた分が払い戻されます。
※払い戻し金額が5000円以下の場合には該当しません。また、同じ世帯でも異なる医療保険に加入している家族の場合には合算できません。

申請手続

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方

該当者には、12月以降に通知文またはハガキを送付しますので、届きましたら保険年金課(市役所1階)で申請してください。

ただし、平成26年8月1日～平成27年7月31日の期間中、次に該当する方は通知文またはハガキが届かないことがありますので、現在加入している医療保険者に確認してください。

- ①市区町村を越えて転居をした方
 - ②他の医療保険から国民健康保険または後期高齢者医療制度に移った方
- ※②の場合、異動前の医療保険者または介護保険者からの自己負担額証明書が必要です。

被用者保険(全国健康保険協会・共済組合など)に加入している方

手続き方法、支給時期などは各保険者によって異なりますので、加入している医療保険者(事業所など)にお問い合わせください。

問合

保険年金課国民健康保険G
内線2125～2128
保険年金課医療年金G
内線2123・2124
高齢介護課介護保険G
内線2141・2142

区分	後期高齢者医療制度+介護保険 (75歳以上の方)	医療保険+介護保険 (70～74歳の方)	医療保険+介護保険 (70歳未満の方)
現役並み所得者 (上位所得者)	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	56万円	67万円
低所得者	II	31万円	34万円
	I	19万円	

※8月1日から翌年7月31日までの12カ月を計算します。

※区分は7月31日現在の医療保険の区分です。(低所得者Iで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合は、低所得者IIの合算限度額が適用されます)

家族介護用品支給事業

自宅で高齢者の介護をしている家族の方の負担を軽減するために、介護用品を支給します。

対象 次のすべてに該当する方

- ・介護保険法の規定による認定が要介護度4・5の要介護者を自宅で介護されている家族の方
- ・要介護者および介護者が市民税非課税世帯の方

支給品目 紙おむつ、尿取りパッド、介護用手袋、防水シート、ウェットティッシュ、口腔ケア用品

支給限度額 7万5000円(ただし、今年度すでに支給を受けた方は、前回支給分と合わせて7万5000円まで)

実施時期 平成28年2月から

申込 12月1日(火)～15日(火)(土・日曜日を除く)に直接左記へ。

問合 市社会福祉協議会

☎271030

年末の交通安全県民運動

12月1日(火)～10日(木)

年末は、師走特有の慌ただしさから運転者や歩行者等の注意力が散漫となり、交通事故の多発が心配されます。交通事故を未然に防止するため、次のことを心がけましょう。

飲酒運転を根絶しよう

飲んだら絶対に車を運転しない、飲

酒運転を許さない社会環境をつくりましょう。

子どもと高齢者を交通事故から守ろう
運転者は、子どもや高齢者を見かけたら、速度を落とすなどの思いやり運転を心がけましょう。

夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗中の交通事故をなくそう
夕暮れ時には歩行者や自転車に注意を促すため、車の前照灯を早めに点灯しましょう。

後部座席を含めた全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう
車に乗るときは、シートベルトやチャイルドシートを必ず着用してから発進する習慣を付け、後部座席での着用も徹底しましょう。

問合 地域・安全課地域「ミニミニ」G
内線2362



生活支援相談窓口からのお知らせ

生活支援相談窓口は、4月より市役所1階(宿直室隣り)で開設しています。生活についての困りごとや将来についての不安を抱えている方にどのような解決方法があるか一緒に考え、安心した生活が送れるよう取り組みを行っています。

まずは困っていることを何でも相談ください。内容によっては専門的な機関を紹介します。市役所などの窓口へ手続きに行ったらよいか分からない時でもご案内しますので、お気軽にご相談ください。

なお、家族や周囲の人からのご相談も受け付けています。

問合 福祉課生活支援相談窓口
内線21355・21366

年金からのお知らせ

厚生年金相談

中村年金事務所職員による厚生年金相談が、毎月2回行われています。

相談日 毎月第1・第3水曜日(祝日の場合は変更)
場合同様

※市政のひろば「市民相談」のページをご覧ください。

時間 午前10時～午後3時
場所 相談室(市役所1階)

相談の仕方

年金手帳等、年金相談に関するものをすべて持参してください。市民課受付前の「番号札」および「年金相談」

「手続受付票」を取り所要事項を記入の上、お待ちください。順番に相談できます。

※混雑時には、相談受付を制限する場合があります。相談できるのは、午前・午後各10人です。

※この年金相談では、共済年金や恩給の相談はできません。それぞれの連絡先へ確認してください。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

控除証明書専用ダイヤル

☎0570-0581555

☎03-6700-1144 (IP電話用)

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には必要となる「平成27年分社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、日本年金機構から送付されています。

なお、今年10月1日以降に初めて納付された方には、翌年2月上旬に送付される予定です。

年末調整または確定申告の手続きの際には、必ずこの証明書や領収書が必要になりますので、大切に保管してください。

問合 保険年金課医療・年金G
内線21211・21222

中村年金事務所
☎05214537200

来年金婚式を迎えられる方へ

津島市制69周年記念式典(金婚式)部)で、平成28年に結婚50周年を迎えら

れるご夫婦の長寿をお祝いします。

日時 3月1日(火) 午前10時

場所 文化会館

対象

平成28年に金婚式を迎えられる夫婦(昭和41年に結婚された夫婦)

平成28年1月1日現在市内在住の方

・ 申請書配布および受付場所

・ 人事秘書課(市役所3階)

・ 神守支所

・ 神島田連絡所

受付期間 1月4日(月)～29日(金)

問合 人事秘書課秘書G
内線23003



地球温暖化・大気汚染の防止にご協力を

地球温暖化をもたらす二酸化炭素の濃度が年々増え続けています。特に冬は、暖房機器の使用が増えるため空気が汚れやすい季節です。

日ごろの小さな取り組みから、地球温暖化・大気汚染を防止しましょう。

皆さんができる取り組み

- ・ 暖房は、19℃を目安にしましょう。
- ・ 照明、電化製品、OA機器のスイッチをこまめに消しましょう。

・ 不要なアイドリングや急発進、急加速を避け、エコドライブに努めましょう。

家庭のできる取り組み

こたつの設定温度は、こまめに調節しましょう。

・ 移動には、公共交通機関や自転車を利用しましょう。

事業所のできる取り組み

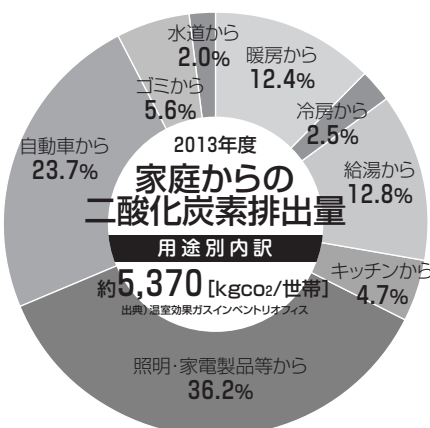
・ 排出ガスがクリーンで、燃費の良い自動車を使用しましょう。

・ 貨物輸送の効率化を進め、自動車の走行量を減らしましょう。

・ 良質燃料の使用や燃焼管理の徹底を図りましょう。

「あいちエコチャレンジ21」県民運動実施中
http://www.pref.aichi.jp/kankyo/tai-ka/eco21/index.html

問合 生活環境課環境保全G
内線22622



(全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより)

平成28・29年度入札参加資格申請受付

市発注の建設工事や設計・コンサルタ
ント、物品その他の契約に係る競争入
札の参加資格審査申請を受け付けま
す。

建設工事・設計・コンサルタ

申請方法 あいち電子調達共同システ
ム(CALS/EIC)による電子申請

受付期間 平成28年1月4日(月)～2月
15日(月)

物品・その他

申請方法 申請様式等の持参または郵
送による書類申請

受付期間 平成28年1月18日(月)～29日
(金)の午前9時～正午、午後1時～3
時(土・日曜日は除く)

受付場所 市役所財政課(3階)

申請要領・詳細 市ホームページを参
照してください。

問合せ 財政課管財・契約G

内線23341・23342

海部地方北部災害対策連絡協議会を設立

大規模災害発生時に、災害現場で迅
速かつ的確な被災者の避難、救出救助
および捜索活動にあたるため、日ごろ
から意見交換を行い、情報を共有し連
携を強化することを目的に、10月15日
に協議会が発足し、津島署で規約の調
印式がありました。

津島市、愛西市、あま市、大治町、津島

警察署、津島市消防本部、愛西市消防
本部、海部東部消防組合の8機関で構
成し、懸案事項の洗い出しおよび意見
交換を行います。

内線23322

問合せ 地域・安全課防災G

お知らせください 家屋の取り壊し、新増築、未登記 家屋の名義変更、土地の利用状況 変更など

固定資産税は、毎年1月1日を賦課
期日として課税します。

そのため、賦課期日までに家屋の取
り壊しや新増築、未登記家屋の名義変
更、土地の利用状況の変更などをされ
た場合、ご連絡ください。

問合せ 税務課固定資産税G

内線22055～22088



農業委員の公選制廃止

本年8月に「農業委員会等に関する
法律」が改正され、次回改選から農業委

員は、公選制から市長の専任制に変更
となりました。

それに伴い、毎年1月1日を基準日
として実施していました、農業委員会
選挙人名簿の登載申請は中止となりま
すので、お知らせいたします。

問合せ 農業委員会事務局(産業振興課
農政G内)内線2255

心配ごと相談・人権相談

日常生活の中で、これは人権問題で
はないだろうかと感じたら、人権擁護
委員に気軽に相談ください。相談内
容の秘密は固く守られます。

次の場所でご相談を実施しています。

日時・場所

津島市総合保健福祉センター
毎月第2・4金曜日 午前9時～正午

予約なし直接可

☎24-3456

名古屋法務局津島支局

毎週月曜日・木曜日

午前10時～午後4時

予約なし直接可

☎26-2423

相談内容

- ・いじめ、体罰、不登校児問題
- ・部落差別、女性差別などの差別問題
- ・家庭内の問題(親子、夫婦、結婚、離婚、
相続、扶養など)
- ・その他、人権問題に係るもの

問合せ 人権推進課人権同和行政G

内線2271

犬を正しく飼いましょ

放し飼いをしていませんか

犬を放して飼うことは、愛知県の「動
物の愛護及び管理に関する条例」で禁
止されています。愛犬の散歩時は、必ず
リードを付けて、自分だけではなく他
人にも安心安全な散歩をしましょう。

フンの片付けは、飼主の責任です

放置された犬のフンについて、たくさ
んの苦情が寄せられています。散歩時
はビニール袋などを持って、必ず持ち帰
りましょう。

無駄吠えをしませんか

飼犬の鳴き声が、近隣に迷惑をか
けていることがあります。夜間や留守
中など、無駄に吠えたりしないようにし
つけが必要です。

しつけが困難なときは、愛知県動物
保護管理センターに相談しましょう。

問合せ 生活環境課環境保全G

内線22333

愛知県動物保護管理センター

尾張支所

☎0586-78-2595



年末の安全なまちづくり県民運動

12月1日(火)～20日(日)

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」

年の瀬を控え、あわただしさを感じる時期となりました。年末の準備の買い物や金融機関での入出金の機会が増え、これに伴ってひったくりの犯罪が増えます。「自分は大丈夫」と油断せず、「自分はねらわれている」と気を引き締め

ましよう。

また愛知県では、住宅対象侵入盗被害が、8年連続全国ワースト1位という憂慮すべき状況にあります。一層の防犯活動に取り組みましよう。

運動の重点

- ・住宅を対象とした侵入盗の防止
- ・特殊詐欺(振り込め詐欺等)の被害防止
- ・自動車盗の防止
- ・ひったくり等街頭で発生する犯罪の防止

障害者週間

12月3日(木)～9日(水)

私たちの周りには障がいのある人がたくさんいます。また、自分自身も、病気や事故などで障がいの状態になる可能性もあります。同じ社会の一員として、障がいや障がいのある人のことを知り、身近なことから考えてみませんか。

身体障害者標識



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。

耳マーク



聴覚に障がいのある方がコミュニケーションを円滑にするため制定されたマークです。

聴覚障害者標識



聴覚に障がいのある方が運転する車に表示するマークです。

問合 地域・安全課地域コミュニティG 内線23692

青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(冬期)

12月20日(日)～1月10日(日)

非行の芽はやめにつもうみな我が子 青少年の多くが冬休みに入るこの時期は、開放感から気持ち緩みやすくなりがちです。青少年が非行にかかわったり、犯罪に巻き込まれたりしないよ

障害者のための国際シンボルマーク



障がいのある方が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークです。

オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

うに家庭や地域で声掛けを行い、非行・犯罪の未然防止にご協力をお願いいたします。

どの子にも、自分の子と同様に温かい目を向けて、地域全体で青少年を見守りましよう。

主唱 県、県青少年育成県民会議、市青少年問題協議会

問合 市青少年問題協議会(社会教育課生涯学習G内)内線22883

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬聴導犬)同伴の啓発のためのマークです。

ハートプラスマーク



身体内部に障がいのある人を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、肝臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能)の障がいのある方は外見から分かりにくいいため、このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、配慮する必要があります。

問合 福祉課福祉G

内線21331・21332